

LIBERTY & JUSTICE
JAPAN FEDERATION OF BAR ASSOCIATIONS

自由と正義

2021年 **7** 月号

vol. 72 No.7

ひと筆 日本とドイツの間で……ミヒャエル・アンドレアス・ミュラー

特集1 **ジェンダー平等と司法**
～法曹界における202030を考える～

ポスト平等主義のジェンダー法理論……上野 千鶴子

司法におけるジェンダー平等 ―なぜ必要か、そして何が必要か―……林 陽子

鼎談「法曹界における男女共同参画に期待するもの」から見える

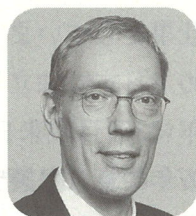
日弁連の明日……佐藤 倫子

対談・元最高裁判事に聞く～最高裁の男女共同参画

特集2 **回顧と展望**
一弁護士会・弁護士会連合会2020年度

ひと筆

日本とドイツの間で



東京弁護士会外国特別会員

ミヒヤエル・
アンドレアス・ミュラー

Michael Andreas Mueller

私は1964年にドイツの北端、キール市で生まれました。キール市は、バルト海に面した軍港で、私の曾祖父は、ドイツの潜水艦Uボートの設計技師でした。父が西ベルリンで大学助手の職を得たため、私は2歳のときに西ベルリンへ引っ越しました。その後、ほとんどの期間を西ベルリンで過ごしましたので、私の故郷といえば、ベルリンだと思います。

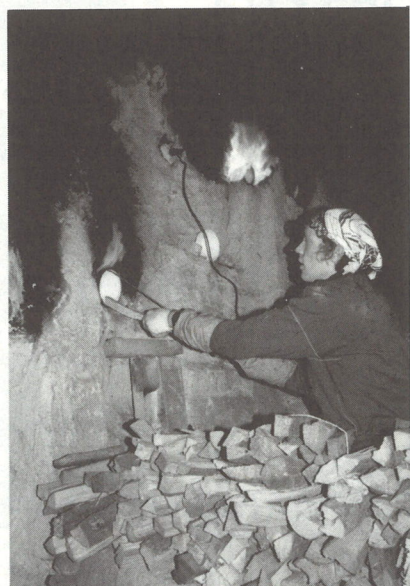
日本へ興味をもつきっかけは父でした。父はドイツの学生運動のさなかに学生生活を送っていましたが、寮で同室だった学生が、禅哲学の本を貸してくれたそうです。父は、これをきっかけとして日本に興味を抱き、自宅には日本関係の本が多くありました。私は15歳のときに日本語の勉強を始めました。授業中にひらがなの練習をしていたため、中学校のクラスでの私のあだ名は「日本人」でした。

私は、日本への関心をますます深め、どうしても日本文化の勉強をしなくなり、母の知人を通じ、19歳のときに愛知県瀬戸市の伝統的な窯元へ弟子入りしました。日本に到着直後から3年近くにわたる日本語だけの住み込み生活が始まりました。日本語と言っても、工房での兄弟子たちは、名古屋弁（厳密にいうと瀬戸弁）です。瀬戸の陶芸は決まった様式がなく、作家がそれぞれ好きなものをつくる自由な作風で、80年代半ばの瀬戸は、陶芸の町として活気がありました。

しかし、日本の伝統文化に憧れていた私は、日本がアメリカ文化の影響を多く受けているのを感じ、ショックでした。古い旧市街の町並みは行政によって保護されず、すでに国道には大型のチェーン店が並んでいました。テレビでコマーシャルがとても多いのも気になりました。

瀬戸の窯元修行の後、ドイツに帰国し、日本のメディアのための和独通訳を始めました。ちょうど壁崩壊前後からドイツ統一にかけての大変忙しい時期でした。そのうちビジネス通訳の仕事が増えて法律知識も必要になり、ベルリン自由大学法学部へ入学しました。そして、ドイツの司法試験に合格し、同国にて2年間の司法修

ひと筆



瀬戸の伝統的な登り窯での作業風景

習を経て、1999年に第二次司法試験に合格しました。その間、司法修習生として日本に滞在しています。2000年にドイツの弁護士登録後、ベルリンで仕事をしていたのですが、ドイツの経済団体の勧めで日本で独立して仕事をすることにし、2006年に3回目の来日を果たしました。しかし、2007年に東京弁護士会に外弁登録をしたものの、最初の半年間はつらいものでした。依頼のメールも電話もありません。諦めてドイツへ帰ることも考えはじめました。ところがきっかけ半年後のある夕方に、突然相談の電話が1本かかってきたのです。自動車産業関連の会社でした。不思議なもので、その後は次から次へと様々な依頼者が現れました。この最初の依頼

者となった会社は、現在は事業再編のために存在しませんが、電話をかけてきてくれた担当者との最初の会話は、10年以上たった今でも忘れられません。

ドイツと日本の司法制度の違いについて質問を受けることも多いですが、答えるのは難しいです。なぜなら両国の制度が非常に似ている面があるからです。日本の民法や民事訴訟法などは、ドイツ法、厳密に言えばプロシア法がベースになっています。ドイツ語ができる日本人ならばすぐ気づくと思いますが、日本の法文を読むと、これはドイツ文なのではないだろうかと思うほど直訳的な表現がかなりあります。厳格なドイツ語と、生真面目な明治時代の日本語が不思議とマッチしているのです。

もっとも、法文が似ているとしても、実務面は、流れが大分異なっています。民事裁判手続がその例です。ドイツでは、訴状答弁書とこれに続く主張書面のやりとりが中心で、裁判官の指示で1年以上(10回ほど)続きます。双方が主張を尽くし、判決の機が熟した段階になってから、(証人の尋問や鑑定が必要とされない限り)ようやく第1回口頭弁論期日が開かれ、そこで初めて代理人弁護士が法廷に登場します。その後、口頭弁論が2~3回開かれ、訴訟は終了します。

また、憲法裁判所の有無も違います。第二次世界大戦後、占領下の日本では、アメリカの影響が強く、日本国憲法はコモンローをモデルとしていますし、法律及び行政行為の合憲性の判断も通常裁判所の権限下におかれました。日本の裁判制度は明治時代に主にドイツの制度を参考にしてできたものでしたが、ドイツをモデルとした行政裁判所は廃止され、刑事手続もかなり改正されました。他方、ドイツは日

ひと筆

本と同じく敗戦国でしたが、ドイツ憲法の改正は、ドイツの法律家の手によって行われました。日本とは異なり連邦憲法裁判所 (Bundesverfassungsgericht) が独立機関として設置され、法令及び判決の合憲性の判断を担い、今日現在も重要な役割を果たしています。

5年ほど前に、中国・韓国・日本・インド・香港・ベトナム・台湾・シンガポール・タイなどのアジア各国で仕事をしているドイツ弁護士たちとネットワークをつくりました。この在アジアのドイツ弁護士との間では、お互いの国の法制度などが話題になります。たとえば、中国・韓国・台湾・タイなどでは日本と同様にドイツ法を源流とする法制度ですが、さらに、日本の労働法なども強く影響を与えています。かつての日本が他国から影響を受けたように、日本もまた、アジアでいち早く独立産業国として成功した国として、大陸法系のアジア各国の法制度に影響を与えているのです。欧米とは異なるアジア人として共通のメンタリティを持つ日本法をモデルとしたのかもしれませんが。このように、「ドイツ弁護士から見たアジアの中の日本」という観点も、興味深いと思っています。

陶芸を学んだことと今の弁護士業務は全く共通点がないように見えますが、そんなことはありません。職人教育を受けたことは、大変よかったと思っています。徹夜で窯の番をしても、大半が壊れ、最後に何が焼きあがるのか全く予想できない毎日でした。工程の長い苦しい作業や厳しい上下関係も、若かったから我慢することができたのですが、忍耐力も身につきました。現在弁護士として仕事をしていても、メーカーからの依頼案件で、製品のことを勉強することが大好きです。瑕疵担保責任の問題なども多く、ものづくりの経験が、判断を大いに助けてくれています。

2020年4月から東京弁護士会国際委員会委員長になりました。東京弁護士会では初めての外弁の委員長とのことです。2007年に東京弁護士会に入会推薦状の相談に行ったときに、当時の副会長から国際委員会に参加するように勧められました。外弁登録翌日から委員になり、国際交流に関心のある仲間と出会うことができました。東京弁護士会の国際交流活動も世界の経済活動もコロナ禍で大きな影響を受けていますが、皆で協力して乗り切っていきたいと考えています。